

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例2
許認可等の種類	都市公園におけるスポーツ施設等の利用の許可に係る利用料金の減免			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第18条、長野県都市公園条例第15条			
許認可等の概要	都市公園におけるスポーツ施設等の利用の許可に係る利用料金の減免			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	別紙のとおり			
基準の制定根拠	長野県都市公園における利用料金の減免の基準等について(平成18年1月26日付け17都第222号、17生第283号、17ス第233号)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(利用料の減免申請は、それに係るスポーツ施設等の利用許可申請と同時に行われることが大部分であるところ、当該許可申請の内容が多様であり、事案ごとの裁量が大きく、統一的な処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例2
許認可等の種類	都市公園におけるスポーツ施設等の利用の許可に係る利用料金の減免			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	○ 長野県都市公園における利用料金の減免の基準等について			
	長野県都市公園における利用料金の減免の基準については、次の表の左欄に掲げるとおりとし、減免する額については、同表の左欄の区分に従い、同表右欄に掲げるものを基準として指定管理者が知事の承認を得て定めるものとする。			
	減免の基準		減免する額の基準	
	1 身体障害者等が利用する場合であること。ただし次の各号に該当する場合の利用料金を除く。 (1) 長野県佐久創造館又は長野県飯田創造館を利用する場合 (2) 規則別表第4の規定による利用時間外に利用する場合 (3) 備品、照明、暖房及び電気器具の持込みをして電力を利用する場合 (4) 次項に定めるところにより利用する場合		利用料金の額の50/100の額	
	2 やまびこドームのグラウンドを、専ら準備又は片付けのために利用する場合であること(規則別表第4の規定による利用時間内に利用する場合に限る。)		利用料金の額の50/100の額	
	3 長野県飯田創造館又は長野県佐久創造館を、次に掲げる団体が芸術文化の振興を図るため音楽、演劇等の創作活動の発表会及び鑑賞会、講演会、展覧会その他これらに類するものに利用する場合であること(入場料を徴収しない(入場料の額が極めて少額であり、入場料収入が必要最小限の経費以下と認められ、明らかに営利を目的としないと認められるときを含む。))で、かつ、営業を目的としない場合に限る。)			
(1) 県内の芸術文化団体(参集者の範囲が、広域市町村圏規模又はそれ以上の規模で行われる発表会に利用する場合に限る。)		利用料金の額の40/100の額		
(2) 県内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼児、児童又は生徒が参加して利用する場合に限る。)		利用料金の額の50/100の額		
(3) 県内の社会福祉団体				
4 上記の他、特別な理由があるものとして知事が認めた場合		利用料金の額に指定管理者が知事の承認を得て定める率を乗じて得た額		
(備考)				
1 身体障害者等とは、次に掲げる者をいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。(身体に障害のある十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者) (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者。(知的障害児(者)につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害児(者)) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 (4) 上記(1)から(3)に該当する者に現に付き添って介護している者。(当該者1人につき介護者が2人以上いるときは、いずれか1人に限る。)				
2 身体障害者等が利用する場合であって、利用料金の額が1人について設定されていないときは、利用者(介護者を除く。)の半数以上が身体障害者等(介護者を除く。)である場合に限る。				